

# 長野市介護保険フレッシュ情報

## 号 外

長野市ホームページでもご覧いただけます。  
長野市トップページ>組織でさがす>  
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護サービスを利用している皆さんや各事業者から寄せられた質問への回答、長野市からのお願い・お知らせなどを掲載しています。

### も く じ

- 「令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いについて」一部訂正について
- 【訂正】台風19号の被災者で国のサービス利用料減免の対象になる方の基準緩和サービス利用料の請求について【別紙1】
- 令和元年台風第19号に伴う 災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて【別紙2】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

## 「令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いについて」一部訂正について

令和元年11月6日号長野市介護保険フレッシュ情報号外の内容に一部訂正がありましたので、以下の内容について、ご確認をお願いいたします。

### 【別紙】 介護サービスの利用料の取扱いに関するQ&A

問6 10月分のレセプトにおける介護報酬の記載はどのようになるのか。

(答) 災害救助法が適用された日(令和元年10月12日)以後とそれ以前のレセプトをわけることができません。

そのため、10月1日からのサービス利用分の全てに免除を適用し、10割を国保連へ請求してください。

なお、(介護予防)福祉用具貸与については、以下の対応をお願いします。

- (1) 被災前に使用していた福祉用具が滅失又は破損し、10月中に再度同種目の貸与を受けた場合は、月額請求として、免除の対象となります。
- (2) 被災前に使用していた福祉用具が滅失又は破損し、被災後再利用がない場合は、半月請求とし、免除の対象となります。
- (3) 被災前に貸与がなく、被災後、避難先で新たに福祉用具貸与が必要になった場合は、重要事項説明書に基づいて、貸与の期間に応じた請求額とし、免除の対象となります。

問い合わせ先：介護保険課サービス担当  
TEL：026-224-7871(直通)

## 【訂正】台風19号の被災者で国のサービス利用料減免の対象になる方の基準緩和サービス利用料の請求について

11月6日付けで総合事業の基準緩和サービスの給付についてお知らせいたしましたが、現在、サービス利用料の国保連への請求ができないのは、今回の台風19号の被災者で国のサービス利用料減免の対象になる方(別紙1参照)のみです。この方達のサービス利用料については、後日、手続きについてお知らせいたします。上記以外の方に対するサービス利用料の国保連への請求はできます。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 はつらつ応援担当  
TEL：026-224-7873(直通)



ながの縁を  
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》

長野市保健福祉部 介護保険課 サービス担当

電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694

Eメール：[kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)